

提出先 組員→所属所→広島支部 ※提出方法注意※
個人番号記載の場合、「簡易書留」で「経理貸付係宛」に送付厳守!
【「簡易書留」送付直前に電話連絡】 大切な個人情報です。御協力お願いします。

所属所等受付日欄

3歳未満の子を養育する旨の申出書

※裏面を参照のうえ、御記入ください。

※所属所で申出書受理日を
 押印（又は受付日を記載）

(フリガナ) 申出者氏名		申出者 生年月日	昭和 平成	年 月 日
所属所		組員等 記号・番号	公立 広島	
職 名				
養育することとなった日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照	令和 年 月 日	養育することとなった日の属する月の前月に、他の実施機関に加入していた場合(注)、該当する番号を○で囲んでください。 (注)加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加入していた実施機関		
	1 出生 2 養子縁組 3 同居開始	1 地方公務員共済組合(第3号厚生年金保険) [共済組合名: _____] 2 国家公務員共済組合(第2号厚生年金保険) 3 日本年金機構(民間企業等)(第1号厚生年金保険) 4 日本私立学校振興・共済事業団(第4号厚生年金保険)		
養育の特例を開始した日及びその事由 (該当する番号を○で囲んでください) ※裏面参照	令和 年 月 日	1 出生等 2 育休終了	3 産休終了 4 就 職	
養育することとなった子	(フリガナ) 氏 名		生年月日	令和 年 月 日
	子の個人番号 <small>記載の場合は簡易書留</small>	記載の場合は簡易書留	性別	1 男 2 女
上記の子を養育(同居し監護)している期間について、地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法の規定による三歳に満たない子を養育する組員(厚生年金保険の被保険者)等の標準報酬月額の特例を受けるため、上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合広島支部長 様 令和 年 月 日 住 所 _____ 申出者 氏 名 _____				

書類名	添付	添付を省略する理由(番号を○で囲む)
添付書類確認欄	①戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書	1 当該実子・養子を被扶養者として認定済 2 当該子に係る育休掛金免除申出書提出済 3 当該子に係る育児休業手当金申請済 4 当該子に係る産休掛金免除申出時に出生証明書類提出済
	②住民票 【申出者と当該子の同居が確認できるもの。本籍・マイナンバーの記載なし】 ※コピー不可(原本証明不可)	1 提出日から90日以内に被扶養者認定手続で提出済 (コピー不可・原本証明不可) 2 提出日から90日以内に、1以外の手続きで提出済 (コピー不可・原本証明不可) 手続名 ()

【大切なことが書いてありますので、お読みください。】

- 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例「3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例(以下「3歳未満養育特例」といいます。)」の適用を受けることができます。3歳未満養育特例が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、御注意ください。
- 3歳未満養育特例は、3歳未満の子(養子、特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子も含む)を養育(同居し監護)している組合員の方が対象となります。※別居の場合は対象とはなりません。
- この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当したときは、すみやかに「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を御提出ください。(②、③に該当した場合は届出は不要です。)
 - この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき【届出必要】
 - この申出に係る子が3歳に達したとき(届出不要)
 - 公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したとき又は死亡したとき(届出不要)
 - この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき【届出必要】
 - 掛金等の特例(免除)を受ける育児休業等を開始したとき【届出必要】
 - 掛金等の特例(免除)を受ける産前産後休業を開始したとき【届出必要】
- この申出に基づく3歳未満養育特例が終了した後、新たに3歳未満養育特例を開始することになった場合は、再度、当該申出に係る子について、「3歳未満の子を養育する旨の申出」を提出してください。

【記入に当たっての留意事項】

「養育することとなった日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、出生年月日を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事 由	記 入 例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限ります】	「1 出生等」を○で囲み、出生年月日を記入してください。 ※ 3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同様に記入してください。(併せて前の子に係る「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」も御提出ください。)
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。
育児休業等(掛金免除)が終了したことによる場合	「2 育休終了」を○で囲み、育児休業等が終了した日の翌日を記入してください。
産前産後休業(掛金免除)が終了したことによる場合 【女性組合員に限ります】	「3 産休終了」を○で囲み、産前産後休業が終了した日の翌日を記入してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合	「4 就職」を○で囲み、組合員となった日を記入してください。

【添付書類】

- 戸籍謄(抄)本又は戸籍記載事項証明書(申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの)
 - 住民票(コピー不可。原本証明不可)
※ 申出者と子が同居していることを確認できるもの、本籍及びマイナンバーの記載がないものを御用意ください。
 - 提出日から遡って90日以内に発行されたものを御提出ください。
 - 養育の特例を開始した日に同居が確認できるものを御提出ください。
 (例) 育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要です。
- ※ 特別養子縁組の監護期間にある子については、上記1に代えて「家庭裁判所が発出した事件系属証明書」及び上記2の住民票が必要です。
- ※ 養子縁組里親に委託されている要保護児童については、上記1及び2に代えて「児童相談所が交付する措置決定通知書」が必要です。

【子の個人番号について】個人番号送付の際は「事前連絡」後「簡易書留」で「経理貸付係宛」送付厳守！

- 子の個人番号は申出者本人が確認することとなっているため、確認書類の添付は不要です。
 - 個人番号(マイナンバー)による情報連携の仕組みを利用して、養育特例の手続きに必要な住民票関係情報を地方自治体等へ照会します。地方自治体等から個人番号に対応した情報が提供されると、それを基に手続きを行います。これにより、申出者の方は添付書類のうち、原則、2の住民票の提出を省略することができます。【地方自治体への照会の結果によっては、住民票の提出を求める場合がありますので、予め御了承ください。】
- ※ 住民票以外の添付書類(戸籍謄本等)は、個人番号記載による添付の省略をすることができません。

提出先 組合員→所属所→広島支部
 個人番号記載の場合、「簡易書留」で「経理」に送付してください。
 【「簡易書留」送付直前に電話連絡】 大切な個人情報です。御協力をお願いします。

記入例

※意
 守！

所属所等受付日欄

 ※所属所で申出書受理日を
 押印（又は受付日を記載）

3歳未満の子を養育する旨の申出書

※裏面を参照のうえ、御記入ください。

（フリガナ） 申出者氏名	コウリツ キョウコ 公立 教子	申出者 生年月日	昭和 平成 ○年○月○日
所属所	××市立●●小学校	組合員等 記号・番号	公立 広島 ○○○○○○
職名	教諭		
養育することとなった日 及びその事由 （該当する番号を○で囲んでください）	令和○年 5月8日 1 出生 2 養子縁組 3 同居開始 ※裏面参照		
	養育することとなった日の属する月の前月に、他の実施機関に加入していた場合(注)、該当する番号を○で囲んでください。 (注)加入していない場合は、当該月前1年以内の直近に加入していた実施機関 1 地方公務員共済組合(第3号厚生年金保険) [共済組合名：] 2 国家公務員共済組合(第2号厚生年金保険) 3 日本年金機構(民間企業等)(第1号厚生年金保険) 4 日本私立学校振興・共済事業団(第4号厚生年金保険)		
養育の特例を開始した日 及びその事由 （該当する番号を○で囲んでください） ※裏面参照	令和×年 4月1日 1 出生等 2 育休終了 3 産休終了 4 就職		
養育することとなった子	（フリガナ） 氏名	生年月日	令和○年 5月8日
	コウリツ イクミ 公立 育美		
	子の個人番号 記載の場合は簡易書留	性別	1 男 2 女
上記の子を養育（同居し保護） 定による三歳に満たない子を養育 するため、上記のとおり申し出ます。 公立学校共済組合広島支部長 令和×年 4月2日 申出	子の個人番号を記載しない場合は、住民票を添付してください。 子の個人番号を記載した場合は、住民票の省略可（※）。 ※子の個人番号で地方自治体の保有する情報を照会します。 照会の結果によっては、住民票の提出を求める場合があります。 あらかじめ御承ください。 個人番号を記載した場合、「簡易書留」で「経理貸付係宛」に送付厳守です。 【送付直前に電話連絡（経理貸付係直通：082-513-4955）をしてください。】		

書類名	添付	添付を省略する理由(番号を○で囲む)
添付書類 ①戸籍謄(抄)本又は 戸籍記載事項証明書	—	1 当該実子・養子を被扶養者として認定済 ②当該子に係る育休掛金免除申出書提出済 3 当該子に係る育児休業手当金申請済 4 当該子に係る産休掛金免除申出時に出生証明書類提出済
確認欄 ②住民票 【申出者と当該子の同居が確認できるもの。本籍・マイナンバーの記載なし】 ※コピー不可 (原本証明不可)	○	1 提出日から90日以内に 被扶養者認定手続 で提出済 (コピー不可・原本証明不可) 2 提出日から90日以内に、1以外の手続きで提出済 (コピー不可・原本証明不可) 手続名 ()